

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年6月11日京都市条例第6号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置に加え、市会議員の期末手当の額の特例措置を講じることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 6 号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

第1条中「支給する議員報酬」の右に「及び期末手当」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

(期末手当の額の特例)

第3条 令和2年6月に支給する市会の議長、副議長及び議員の期末手当の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)